

平成19年度
集中改革プラン進捗状況

平成20年10月

行政管理課

目 次

1 平成19年度の取組状況について

- (1) プラン全体の数値目標…………… 1
 - ① 経常収支比率の推移（各年度決算）
 - ② 定員の推移（各年度4月1日）
- (2) 取組項目の進捗状況
- (3) 取組効果額
 - 【経常一般財源及び経常収支比率の推移】…………… 2
 - 【部門別職員数の推移】…………… 4

2 平成19年度の主な取組内容

- 1. 財政健全化に向けた取組…………… 6
 - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - (2) 民間委託等の推進
 - (3) 定員管理の適正化
 - (7) 補助金等の整理合理化
 - (8) 公共工事のコスト縮減対策等
 - (9) 的確な歳入の確保
 - (10) 特別会計の経営健全化
 - (11) 上下水道事業の経営健全化
 - (12) 電子市役所の推進
- 2. 新たな行財政運営システムの構築…………… 10
 - (1) マネジメントサイクルの確立
- 3. 協働によるまちづくり…………… 10
 - (1) 市民参加のしくみづくり

平成19年度 集中改革プラン進捗状況

本市の行政改革は、平成18年4月に策定した集中改革プランに基づき、持続可能な自治体運営の確立を目的とし、①財政健全化に向けた取組、②新たな行財政運営システムの構築、③協働によるまちづくりを基本方針として、集中改革プラン実施プログラムに具体的な取組を掲げて推進しています。

本プラン全体の数値目標は、①財政の健全化の視点から経常収支比率81.0%以下、②人件費抑制の視点から、平成17年4月1日における職員数(2,400人)の5%に相当する120人を削減することとしています。

1 平成19年度取組状況について

(1) プラン全体の数値目標

① 経常収支比率の推移(各年度決算)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
83.1%	87.2%	86.5%	89.4%	→	【目標】 81.0%

② 定員の推移(各年度4月1日)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
2,400人	2,380人 (▲20人)	2,368人 (▲12人)	2,359人 (▲9人)	→	【目標】 2,280人

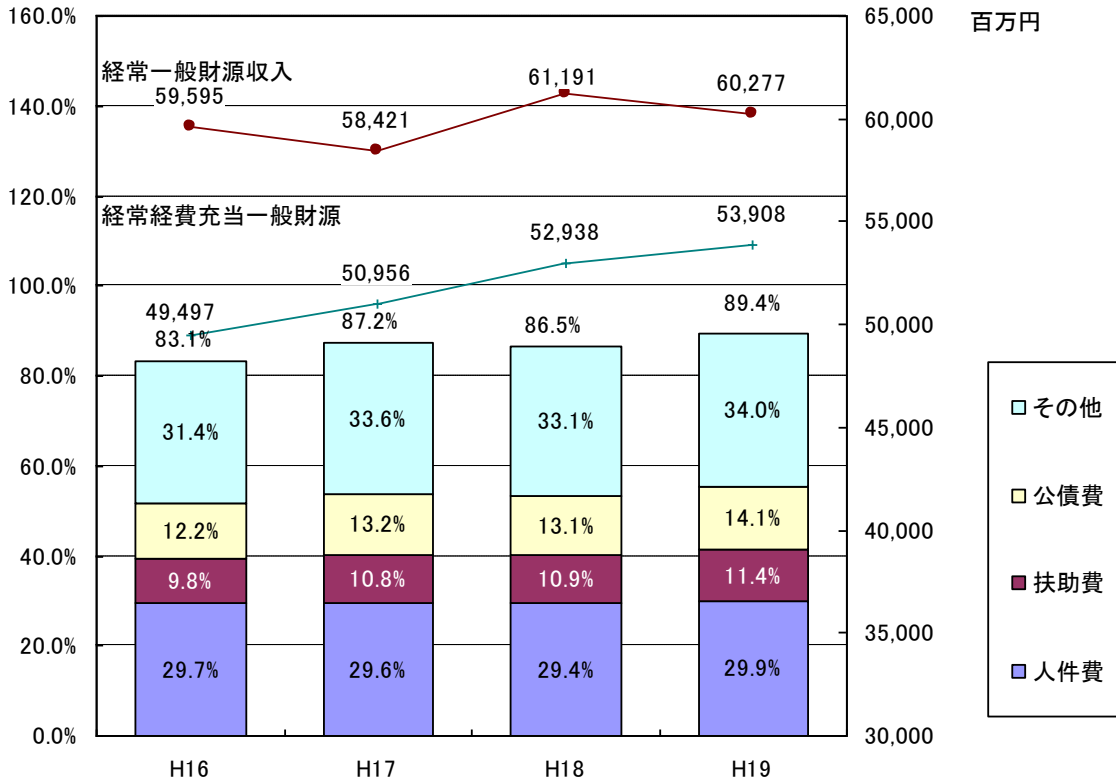
(2) 取組項目の進捗状況

区 分	件 数	割 合 (%)
実施	22	45.8%
一部実施	14	29.2%
未実施(着手)	7	14.6%
未実施(検討中)	4	8.3%
未実施(未検討)	1	2.1%
計	48	100.0%

(3) 取組効果額

経費節減効果	増収確保効果	人件費削減効果	全体効果額
158,628千円	645,839千円	97,440千円	901,907千円

【経常一般財源及び経常収支比率の推移】



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられるもので、次の式により求められます。

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源収入} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

① 経常経費充当一般財源：人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された経常一般財源収入の額

② 経常一般財源収入：地方税、地方交付税、地方譲与税等を中心とする、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されない収入

※減税補てん債、臨時財政対策債については、計算方法の変更により、平成13年度から経常一般財源収入に加えられるようになった。

経常収支比率は、その比率が低いほど臨時的な財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性を持つことになります。

なお、従来から経験的には、都市にあっては75%程度が妥当であり、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられています。

【平成17年度】

平成17年度決算は87.2%となり、前年度比4.1ポイント増加しました。

その内容としては、人件費の比率はほぼ横ばいだったものの、扶助費及び繰出金等の増により他の経費の比率が増加し、全体としては4.1ポイントの増加となりました。

【平成18年度】

平成18年度決算は86.5%となり、前年度比0.7ポイント減少しました。

その内容としては、人件費については、退職手当は増加したものの職員給は抑制されたことから、比率では0.2ポイント減少し、他の経費の比率についても、扶助費以外の経費は市税及び地方譲与税等の増による経常一般財源の増加を反映して減少し、全体として0.7ポイントの減少となりました。

【平成19年度】

平成19年度決算は89.4%となり、前年度比2.9ポイント増加しました。

その内容としては、人件費については、職員給は抑制されたものの退職手当の増加により比率では0.5ポイント増加し、他の経費の比率についても、維持補修費以外の経費の比率が増加し、全体として2.9ポイントの増加となりました。

【部門別職員数の推移】

(人)

部 門	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H20 - H17		
					増減	削減率	
一 般 管 理	議 会	14	15	15	15	1	7.14%
	総 務	389	381	372	370	▲19	▲4.88%
	税 務	94	93	95	97	3	3.19%
	労 働	10	10	9	9	▲1	▲10.00%
	農 林 水 産	34	34	33	33	▲1	▲2.94%
	商 工	32	31	33	31	▲1	▲3.13%
	土 木	266	260	249	254	▲12	▲4.51%
福 祉	民 生	472	477	475	473	1	0.21%
	衛 生	313	338	341	340	27	8.63%
一 般 行 政		1,624	1,639	1,622	1,622	▲2	▲0.12%
一 般 管 理		839	824	806	809	▲30	▲3.58%
特別行政（教育）		501	492	496	489	▲12	▲2.40%
普 通 会 計		2,125	2,131	2,118	2,111	▲14	▲0.66%
病 院		20	0	0	0	▲20	▲100.00%
水 道		106	103	103	101	▲5	▲4.72%
下 水 道		90	86	85	81	▲9	▲10.00%
そ の 他		59	60	62	66	7	11.86%
公営企業等会計		275	249	250	248	▲27	▲9.82%
合 計		2,400	2,380	2,368	2,359	▲41	▲1.71%

☞職員数の対象職員とは、教育長を含む一般職に属する職員としています。地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含みますが、臨時職員、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員は含まれません。

☞一般行政部門とは、「一般管理」と「福祉関係」に分けられます。

「一般管理」は、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きいとされており、「議会」「総務」「税務」「労働」「農林水産」「商工」「土木」に分類されます。

また「福祉関係」は、国の法令等による基準等が定められている場合が多く、職員の配置が直接市民サービスに影響を及ぼす「民生」と「衛生」に分類されます。

☞特別行政部門とは、「教育」「警察」「消防」に分類され、国の法令等に基づく職員の配置基準等により地方公共団体が主体的に職員の配置の見直しを行うことが困難な部門です。川越市の場合は、教育部門にのみ職員が配置されています。

☞公営企業等会計部門とは、「病院」「水道」「交通」「下水道」「その他」に分類され、独立採算を基調として、企業経営の観点から定員管理がなされています。

川越市の場合は、「交通」を除く部門すべてに職員が配置されています。

なお、「その他」は、国保会計、介護保険事業会計、老人保健医療事業会計等が含まれます。

平成20年4月1日現在の職員数は、平成17年度から1.71%にあたる41人減少して2,359人となりました。

【平成18年度】

平成18年度の部門別の主な増減理由は、以下のとおり。

《減員》

- 「総務」 葬祭作業場業務の委託化や出張所用務員の段階的な廃止等
- 「土木」 法定外公共物譲与事務など事業の終了・縮小
- 「教育」 学校給食センターの立替に伴う体制見直し
- 「病院」 市立診療所が休日急患小児夜間診療所と統合し、国保勘定事業でなくなったことにより、部門が「衛生」に移ったため
- 「下水道」 滝ノ下終末処理場の県への移管

《増員》

- 「民生」 介護保険法の改正や障害者自立支援法制定等への対応
- 「衛生」 市立診療所の会計区分変更に伴う部門の見直し

【平成19年度】

平成19年度の部門別の主な増減理由は、以下のとおり。

《減員》

- 「総務」 出張所用務員の段階的な廃止や組織・職員配置の見直し
- 「土木」 土地区画整理事業の終了等
- 「民生」 組織・事務の見直し

《増員》

- 「税務」 滞納整理体制の強化
- 「衛生」 部の新設・業務量増への対応
(火葬業務の全部委託化による減員)
- 「その他」 平成20年度医療制度改革へ向けた準備対応

【平成20年度】

平成20年度の部門別の主な増減理由は、以下のとおり。

《減員》

- 「総務」 出張所用務員の廃止や職員配置の見直し等
- 「商工」 中心市街地活性化計画の策定終了や観光協会への派遣見直し
- 「教育」 高階公民館と同出張所の統合や高階公共施設整備事業終了による組織の見直し等

《増員》

- 「税務」 債権回収調整室の新設等
- 「土木」 法令等の改正及び事業の進捗に伴う増員
- 「その他」 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）への移行に伴う増員及び介護保険料滞納整理体制の強化

2 平成19年度の主な取組内容

主な取組内容については、実施、一部実施に区分されたもののうち、平成19年度に具体的な取組みがあったもの等を抜粋しました。

1. 財政健全化に向けた取組

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 事務事業の見直し(平成19年度事務事業評価による見直し)

平成19年度は、549事業を対象に事務事業評価を行い、ホームページで結果を公表した。評価結果は、継続 460 事業(83.8%)、拡充 48 事業(8.8%)、見直し 27 事業(4.9%)、縮小 4 事業(0.7%)、廃止 10 事業(1.8%)となった。

平成19年度の事務事業評価で見直し、縮小・廃止した事業は下記のとおり。

・ 縮小 4 事業

- 百万灯夏まつり補助(再掲:補助金等の見直し)
- 市立診療所運営管理(再掲:特別会計の経営健全化)
- 勤労者住宅資金融資事業(利用者の減による廃止)
- 老人保健事業執行事務(制度改正による縮小)

・ 廃止 10 事業

- 交通災害共済(再掲:平成18年度特別会計の経営健全化)
- 老人医療費支給事務(制度改正による廃止)
- 基本健康診査(制度改正による廃止)
- 在宅者機能訓練事業(制度改正による廃止)
- 第二次川越市環境基本計画策定(事業終了による廃止)
- 第二次川越市環境にやさしい率先実行計画の策定(事業終了による廃止)
- 市域における地球温暖化対策に係る基礎調査(事業終了による廃止)
- 市営駐車場運営管理事務((社)小江戸川越観光協会へ賃貸し24時間コインパーキングとして運営)
- 計画策定事業補助事務(事業終了による廃止)
- 宅配サービス事業補助事務(収益の得られる事業展開が図られなかったため、事業終了)

(2) 民間委託等の推進

① 民間委託等の推進（事務事業・公の施設以外の施設）

平成17年9月に策定した「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、各部に設置した民間委託等検討部会で事務事業の見直しを行い、積極的・計画的に民間委託等を推進する。平成19年度に実施した委託は下記のとおり。

・斎場（火葬業務）の委託化

平成19年度から火葬業務の完全委託化を実施した。

▲3,327千円 【経費節減効果】

② 公の施設の管理の見直し

・指定管理者制度の導入（27施設）

平成17年度管理委託料(28施設) 1,300,985千円 (1,293,257千円)

平成18年度指定管理料(28施設) 1,259,413千円 (1,257,297千円)

平成19年度指定管理料(27施設) 1,254,979千円 (1,254,979千円)

委託料の差額 1,293,257千円－1,254,979千円＝▲38,278千円

【経費節減効果】

※平成19年度は、川越市市民体育館を廃止したため27施設となった。カッコ内の金額は川越市市民体育館の指定管理料を除いた金額。制度導入の経済的効果は、平成17年度の管理委託料と平成19年度の指定管理料の差額とした。

(3) 定員管理の適正化

① 定員適正化の推進

・定員適正化計画の策定

平成20年3月に「川越市定員適正化計画」を策定した。平成23年4月1日までに平成19年4月1日現在の2,368人から105人減員し、2,263人にする(平成17年比5.71%減)ことを数値目標として定員適正化に取り組む。

・職員12人の削減

12人×8,120千円＝▲97,440千円

【人件費削減効果】

※正規職員1人あたり平均給与 8,120千円には、給料、手当、共済費(市負担分)を含み、退職手当、児童手当は含まない。

(7) 補助金等の整理合理化

① 補助金等の見直し

・補助金支出の見直し

平成20年度予算編成方針において、補助金支出の根拠となる公益性、効果、必要性等について検証を指示し、補助率、補助額の見直しを行った。

▲2,621千円(平成19年度予算ベース) 【経費節減効果】

(8) 公共工事のコスト縮減対策等

① 公共工事コストの縮減

・公共工事のコスト縮減(設計額)

「川越市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき、設計方法の見直し等(再生品・2次製品の利用、発生土の利用)を行うことにより、設計総額の1.62%(125,792千円)を縮減した。

▲114,402千円

【経費節減効果】

(9) 的確な歳入の確保

① 市税の収入率の向上

- ・コンビニ収納の軽自動車以外の税目への拡大を検討
- ・県税職員の派遣受け入れ
- ・国税OB(徴収指導員)の雇用
- ・搜索の実施
- ・動産公売の実施

動産公売を2回実施し、40,043千円を税へ充当 【増収確保効果】

(参考)収入率の推移

	現年課税分	滞納繰越分	計
平成18年度	98.38%	17.76%	91.57%
平成19年度	98.05%	21.23%	92.86%

② 課税客体の把握

- ・固定資産情報管理システムによる課税客体の把握【増収確保効果】

	家屋	土地	合計
平成18年度	3,850千円	4,390千円	8,240千円
平成19年度	22,461千円	31,255千円	53,716千円

○課税額の増加分

8,240千円 + 53,716千円 = 61,956千円

※平成18年度に増加した分は平成19年度以降も課税するため、2年分を合算した。

○平成19年度経常経費

システム保守費4,200千円 + 機器リース費7,960千円 = 12,160千円

○差引効果額 = 61,956千円 - 12,160千円 = 49,796千円

※固定資産情報管理システム……デジタル地番・家屋図に航空写真等のデータを重ねて表示することにより、課税客体の適正な把握及び公平適正な課税を推進するシステム。

③市有財産の有効活用

・川越市公有地利活用指針の策定

公有地の利活用に係る基本的な考え方を整理した「川越市公有地利活用指針」を各課に周知。

・市有地売払収入の計上

【増収確保効果】

市有地売払収入として556,000千円の収入を計上した。

④使用料・手数料の総合的な見直し

・「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」の策定

公の施設の使用料の設定について、受益者負担の原則に基づいて市民負担の公平化を図ること及び使用料の設定根拠を明確にするために市としての算定方法の統一を図ることを目的とした「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」を策定し、各課に周知した。

(10) 特別会計の経営健全化

①特別会計の経営健全化

・診療事業

人間ドックは市内の複数の医療機関で実施しており、市民の健康保持の体制は整っていることから、人件費の削減と事務の効率化を図るため、(政管健保)人間ドックから撤退した。

平成20年度からは人間ドックの廃止。

(参考) 常勤職員2名、非常勤医師1名、臨時職員1名の減

(11) 上下水道事業の経営健全化

①上下水道事業の経営健全化

・水道事業中期経営計画の推進

	定員の管理	上水道有収率	収納率(上水道)
平成18年度	103人	93.19%	99.83%
平成19年度	103人	93.16%	99.86%

※上水道有収率(%) = 年間総有収水量 / 年間総配水量 × 100

各浄水場から出た水のうち、各需要者から料金として徴収される水量の割合。100%に近いほど良い。

・下水道事業中期経営計画の推進

	定員の管理	下水道有収率	収納率(下水道)
平成18年度	82人	72.08%	99.56%
平成19年度	81人	75.85%	99.60%

※下水道有収率(%) = 年間総有収汚水量 / 年間総処理汚水量 × 100

処理された汚水のうち、料金対象とされる水量の割合。100%に近いほど良い。

(12) 電子市役所の推進

① 電子申請システムの手続の拡大

・電子申請システムの手続の拡大

平成19年度に4手続について新たに運用開始した。平成19年度末現在、住民票の写し請求、住民税課税・所得・非課税証明交付申請など27手続について運用している。

④ 統合型地図情報システムの整備

・地図情報システムの段階的整備

庁外情報提供GISを整備し、ホームページを通して市民へ地図情報を提供する。19年度には、都市計画基本図、都市計画情報(用途地域等)、認定道路網図の庁外配信を開始した。

※GIS(Geographic Information System:地理情報システム)とは、位置や空間に関する様々な情報をコンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。

2. 新たな行財政運営システムの構築

(1) マネジメントサイクルの確立

① 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

・事務事業評価対象事業を、施策評価の実施に必要なものになるよう見直しを行い、評価を実施した。施策評価については、試行と位置づけ実施した。

3. 協働によるまちづくり

(1) 市民参加のしくみづくり

① 協働の推進に関する指針などの制定

・協働に係る調査研究報告の公表

協働研究部会による協働に係る調査研究報告を公表した。

また、協働の基本的な考え方や協働する上でのルールを定める指針を策定するため、指針を検討する川越市協働指針検討懇話会を設置し、平成20年2月に第1回会議を開催した。